

石狩市手話基本条例推進懇話会設置要綱

平成29年4月13日

石狩市長 田岡克介

石狩市手話基本条例推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 石狩市手話に関する基本条例（以下「手話基本条例」という。）第5条第1項に規定する施策の推進方針に関して、施策の推進方針に定める施策の内容について検討をし、同条第4項の規定に基づき、手話を使用する市民の意見を反映させるために、石狩市手話基本条例推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について意見交換をし、又は市に対して意見の提言を行う。

- (1) 施策の推進方針の内容に関すること。
- (2) 施策の推進方針に基づく実施状況に関すること。
- (3) 手話基本条例に基づき推進すべき施策に関すること。
- (4) 手話基本条例の見直し等のあり方に関すること。
- (5) 前4号に準じて必要と認められること。

(組織)

第3条 懇話会は、次に掲げる者の中から委嘱する委員をもって組織する。

- (1) ろう関係団体の代表者
- (2) 手話関係団体の代表者
- (3) 石狩市内手話サークル団体の代表者
- (4) 北海道手話通訳問題研究会道央支部石狩班の代表者
- (5) 石狩市専任手話通訳者
- (6) 市が行う公募に応じた者
- (7) その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は懇話会を代表し、会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇話会の開催)

第5条 懇話会は、原則として公開とする。

2 懇話会の開催にあたって、必要があると認めるときは、第3条に掲げる委員以外の者を出席させ意見を聞き、情報の提供を受けることができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するために、石狩市保健福祉部障がい福祉課に事務局を置く。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月3日から施行する。
- 2 この要綱に基づき、最初に委嘱を受ける委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、2年を超えない範囲内において、委嘱する期間とする。